

## 検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和6年9月30日付、保医発0930第9号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 新規収載項目

- HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性

#### 保険収載内容の一部変更項目

- 抗ミュラー管ホルモン（AMH）

#### 適用日

2024年10月1日（火）より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所	〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106	TEL. 045-333-1661
保健科学東日本	〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673	TEL. 048-543-4000
保健科学西日本	〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328	TEL. 075-933-6060

## 新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
HCV抗体・ HCVコア蛋白 同時検出定性	102点	免疫 144点	「D013」 肝炎ウイルス 関連検査 の「5」	(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。

## 保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が追加されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
抗ミュラー管 ホルモン(AMH)	597点	生化Ⅱ 144点	「D008」 内分泌学的 検査 の「52」	(28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン(AMH)は、不妊症の患者に対して、卵巢の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又は <u>CLIA法</u> により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。